

由良町指定給水装置工事事業者 新規申請のご案内

【提出書類】

	個人	法人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)	○	○	表面と裏面があります(両面とも記入してください。) A4両面印刷
「機械器具調書」(別表)	○	○	管の切断用(金切りのご等)・管の加工用(やすり, パイプねじ切り器等)・接合用(トーチランプ, パイプレンチ等)・水圧テストポンプが必要。
「誓約書」(様式第2)	○	○	
「住民票」の写し	○	-	(注1)
「定款」の写し	-	○	直近のものを添付し, 原本の写しである旨の記入と, <u>会社印を押印してください</u> 。財団法人の場合は「寄付行為」の写しを添付してください。
登記事項証明書	-	○	(注1)
位置図	○	○	住宅地図の写し等
「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3)	○	○	給水装置工事主任技術者免状(賞状)の写し
写真	○	○	機械器具(各器具ごとの写真)と事務所の内外

(注1) 3ヶ月以内に交付されたもの。コピー不可。

【申請手数料】

・指定の申請 10,000円

【申請場所】

〒649-1111

和歌山県日高郡由良町大字里1220-1

由良町役場 上下水道課

電話(直通) 0738-65-1804